

一 混乱する療術師

第二章の末尾で、身体均整法の成立の姿を読み解くにあたり、三つの疑問点を出した。

第四章では、その二番目の疑問、身体均整法の本格的な出発点ともなった愛媛県療術師会主催「第四回技術学会」の内容は、はたしてどのような意味で「法制化不成立の場合に所すべき県療の覚悟と取るべき具体策」なのか、またそれは療術界に対しどのような意味をもつものだったのかを追跡してみたい。

このことはつまり、身体均整法が、どのような問題意識にそってまとめあげられたのかを明らかにすることでもある。

その意味から、ここではまず「法制化不成立後」の療術界の状況を具体的に追いかけてみよう。

「第四回技術学会」に先立つ一九五五年、六年間の療術実態調査をふまえて、指圧以外の民間療法一切を根絶する国の立法措置が完了した。

全療協の運動は、展望を失ったまま解体の危機に直面することになった。多くの療術師は、生活基盤確保のためにも、三年後の療術全面禁止を前に、按摩業への転業を考えざるをえなくなっていた。

『全療新聞』二一九号（一九五六・四・一）は第二五国会（一九五五・一二・一三）における

厚生省小沢衛生局長の次のような見解を紹介している。

前任者よりの引継ぎであるから療術業者は全員もれなく按摩業に転業させて活用する。按摩業に転業できない者で生計の困難なものは社会福祉その他の制度を活用して救済する。

このように改正警視庁令一六一号成立後の厚生省の立場は、あくまで療術全面禁止にあり、既存業者に対しては「按摩業」としてのみ存続を許すとの判断にあったことがわかる。

その時、「按摩業に転業できない者で生計の困難なものは社会福祉その他の制度を活用して救済する」とあるように、国の方針は、きわめて激しくまた容赦のないものであった。

このことについて、全療協大阪本部組合長山本圓吉氏は、『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）で次のように述べている。

療術師は按摩師になれという。全く鶏がアヒルになれというのと同じで、療術を按摩に混入して地上から抹殺する措置であつて何物でもない。

国の政策意図は、当の療術師の側にあつてもまさに療術を「地上から抹殺する」徹底的なものとして受け取られていたのである。

『全療新聞』一一三号（一九五五・一一・一一）には「療術法案不成立の反省と今後の対策——新潟県理事會に於いて」として、執行部に対する新潟県療術師會からの辛らつな批判が寄せられている。

そのなかでは、「東京本部役員的一致頭腦の問題、厚生省一本の拝み倒しの運動が官僚の乗ずる所となり輕視された」と現状分析しながら、「率直に申すなら、官僚の権力と知力に負けた」とし、今後の対策として次のような項目を挙げている。

按摩、鍼灸、柔道整復師の科学的説明を求め、彼等を認めている医学的、科学的に社会政策を探究する事、そして療術を大差なければ同等に認めさす根拠とすること。

過去四年間に各大学で調査した療術の研究資料（極秘）を次の國會で提出さすこと（有力議員に請求させるようにする）然らば厚生省の療術弾圧政策を暴露すること。

このように、地方から寄せられる執行部批判は、ことが會員の生活の根幹に関わるだけにせば詰まった厳しい内容のものであつた。

批判の鋒先は、療術科学化の運動に対しても向けられている。『全療新聞』一一六号（一九五六・一二・一一）で健康法創始者堤信三氏は次のように述べている。

全療協の中央幹部もまた基礎医学に立脚して云々と、よく語るが、現代医学をやれば、現行法による医師になりきって、療術をやる医師にはならない。療術家の子弟を医学部に入学させ、卒業して療術を行う医師ありやと問う次第である。おそらく絶無である。それは療術と縁の遠い医学の存在を物語るものである。療術は自然科学の上に、その基盤がある。生理学、生化学、神経学、骨格学、筋肉学、血液学、栄養学、内臓諸器官学、淋巴学、循環学など現代医学の解剖学的な学問から離脱して、未知の物理学的な生命の力の科学を確立して、教育しなければ完成に近いところまでいかない。

『全療新聞』一一九号（一九五六・五・一）に掲載された「覆面居士」の筆名による記事「全療協の試金石」は、具体的な数字を挙げて療術師たちの動揺の大きさを伝えている。

既得権存続の運動に対して、（按摩師講習を）受講するということは現実的矛盾であつて、全療協の堂々たる業者の拒否するところである。…然るに地方組織の客観的情勢は受講の気運濃厚となり、九州三、広島、兵庫、四国三、大阪、静岡、神奈川、東北六県、富山、北海道、石川、埼玉等二十一団体が動いている。もしこれを放任したならば全療協は麻痺状態に陥るのではないか。

全国から噴出する法制化運動に対する批判に対し、全療協執行部は次第に追い詰められていった。

同じ一一九号掲載のコラム「療術春秋」は改正警視庁令一六一号成立後の全療協第一六回臨時総会の惨憺たる状況を伝えている。

全療協第一六回臨時総会は、執行部と地方との合致しない異様な雰囲気の前奏から始まった。これが全療協の会に出席する最後だと言うもの、今日は何も言わずに帰って、後はサヨナラするつもりで来たと語るもの各人各様の混声。…本会議に入る前に緊急動議に三時間余を費やして執行部の予定を番ぐるわせにし、黒田組合長代理は面壁して会場に後姿を見せ、宇都宮理事長は座席を去りて会場の片隅に腕を組み―おそらく全療協始まって以来の騒然たる光景だったと思う。

二 法制化運動の前途

より重要なことは、これらの出来事の背後で着々と進行している戦後日本社会の激しい変革の波であった。

一九五二年サンフランシスコ講和条約の発効をうけ占領に終止符を打った日本であったが、占領下GHQの指示の下に進められた医療改革のもたらした影響は絶大であった。

性病や伝染病、食料・栄養、衛生統計の整備活用、公衆衛生や保健所、医学教育、看護教育など多方面に渡る膨大な医学情報の提供、さらには医療保険制度や社会保険制度の整備によって、一般の人々が安価に最新の科学的医療を受けられる状況がもう手の届くところにきていた。

民間療法はかつてもっていた伝統的な存在意義を、次第に、また確実に喪失しつつあった。

厚生省の措置は、戦後医療体制のなかで積み残されてきた民間療法の扱いを、最終的に決着しようとする性格を持つものだったのである。

この年、前年からはじまった神武景気をうけ七月一二日発刊の経済白書は「もはや戦後ではない」と謳っている。

ひとびとの暮らしが次第に豊かさを取り戻し、日本経済がゆるやかに成長軌道をのぼりはじめようとするなか、療術はまさに過去のものとして葬り去られようとしていたのである。

なかでも療術全面禁止という国の判断が、六年もの長きにわたって全療協協力のもとに進められた「療術実態調査」の結果をふまえたものであったことが、法制化運動の前途をきわめて厳しいものにしていった。

このような状況下、全療協の執行部にとって、「既存業者であって、本法に認められない者については猶予期間中に充分なる指導を行い、国民保健上害のない者については、その業務ができ



1956年頃の風景

日本の自動車登録台数は150万台を超えていた。
洗濯機の台数は1951年の140倍にのぼった。
普及率は、44世帯に1台の割合だった。

るように適切なる措置を講ずる事」とした附帯決議を根拠に、従来の療術法制化運動の継続を主張することが精一杯であつた。

『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）覆面居士「療術運動の二面」は、当時の状況を次のようにまとめている。

その精魂も続かぬ程の疲弊困憊の生命を引き摺るような現実になお且つ鞭うつて業者の前に立つて尊き姿業権獲得のために十年にわたりて、家庭と営業をも顧みず法制運動に挺身した先輩幹部。昼夜の別なく朝麥暮改の政界の渦中を遊泳して全く絶望の中から法律一六一号の発令によつて、足がかりを作つてくれた闘志と委員の方々。不満やる瀬なき一六一号と雖も労苦の集積結晶であると思えば合掌して感謝し、この場から再び発足しなければならぬ。これは悲願の療術に与えられたる宿命か。

しかし、全国の療術師の間に広まつた動搖のまゝで、そのような全療協の主張ははたして充分な説得力を持ちえたであらうか？

そのことを集約的に表したのが、整体協会主催者で全療協参与でもあつた野口晴哉氏の主張であつた。

『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）の堤信三「全療協第一六回定時総会並びに第二

「回療術部会報告」は、全療協の運動継続をめぐる議論について、野口晴哉氏の発言のようすを次のように伝えている。

（警視庁令にある療術の定義を基本とするのがよいという）説に賛成者が多くなったので野口氏（東京）は、療術は人による特殊な技術であることを強調し、警視庁令の定義は療術の素人、療術の一種一業の療法（術式）より知らぬものが作ったものであると療術学の本格的な観点から述べ、医療類似行為にあらざる療術を類似行為とする警視庁令は結局按摩代用行為、鍼灸代用みたいなものではないかと揶揄すれば場内どっと爆笑、蛭谷氏（北海道）真向から代用行為ではないと渡り合えば、横井氏（兵庫）、幡野氏（東京）は野口氏の意見を諒とするも業務上の定義は判り易い用語の方がよい…

この時、「法制運動の闘将大庭氏（秋田）」が「稍もすれば一術式の業者の盲動によって、全療協の戦線を攪乱した体験から業者の再確認を熱望する」として「警視庁令の線で決議をとり、継続審議として執行部で作成し明日の大会で決定しては如何」と提唱したという。

「大庭氏」のいう「一術式の業者の盲動」とは、改正警視庁令一六一号をめぐる指圧師団体の動きを指したものであろう。

療術師の集まりである全療協は、術式という点から見れば、さまざまな業者の寄り合い所帯で

あつた。一括法制化を目指すためには、「療術」の一体性をどのように捉えるかが議論の出発点である。

これまでの全療協の運動は、一九三〇年の警視庁令の定義を基礎に、全業者を五分野に整理し、一括法制化を求めるものだった。

しかし現実には、改正警視庁令一六一号成立後、「指庄」が医療類似行為としての営業を認められるに及んで、一部の指庄関係団体が突然全療協から離脱、他の療術師の不満をよそに一六一号受け入れを宣言するに至った。わずか数カ月前のことである。

この事実を、「大庭氏」は「全療協の戦線を攪乱した体験」として、苦々しく思っていたものと思われる。

「全療協第一六回定時総会並びに第二回療術部会報告」によれば、「大庭氏」の発言を受けて、なお野口氏は引き下がらず、「妥協案を作つて欲しい」と述べたあと議場騒然として『決をとれ』の叫び」となったという。激論の様子が伝わってくる。

つまり野口晴哉氏は、従来の警視庁令にそつた定義に対し、療術とは本来「一種一業の療法」であるとする立場から批判をおこないその変更を迫つたのである。

野口氏が「療術は人による特殊な技術である：警視庁令の定義は療術の素人、療術の一種一業の療法（術式）より知らぬものが作つたものである」と指摘したように、少なくとも従来進められてきた「一括法制化」の運動方針が、ある種の弱点を抱えていたことは事実であらう。

たとえば、亀井師範をはじめとする愛媛県療術師会の活動は、「経験治療時代にあつて、理論の裏付け法則性が皆無」(『日本療術学』序文)であつた療術界にあつて、神経学的な「理論化」の努力によつて、多くの議論の材料を提供しており、さまざまな療術師が、活発なやり取りをうじ、たがいに協力しあう環境をつくり出したという点で、たいへん画期的であつた。

しかし、その一方で、療術におけるさまざまな業態業種の相違、術式や症候概念の相違に深く切り込むことは容易なことではなかつた。

各術式間の矛盾する言い回しを回避するために、いわば最大公約数的に「医学的な症候概念」を持ち出さざるをえなかつたという側面を見落とすことはできない。

第一章で紹介した『手技療法に関する質問要項』を思い起こしていただきたい。

「医学的な症候概念」を持ち出したことが、たとえば盲腸炎に対し、予後や合併症についての確な評価・診断がはたして療術師の知識・技能で可能なのかという疑問、ひいては療術の危険性を印象付けてしまったという側面はなかつたであらうか？

すくなくとも療術を禁止しようとする側に格好の攻撃材料を提供することになったのは事実である。

このような経緯からしても、「療術二元化」あるいは「療術科学化」に反対する野口氏の批判には今後の運動をめぐるきわめて本質的な問いかけが含まれていた。

愛媛県療術師会にあつて、『日本療術学』の執筆・編集にかかわり、療術科学化運動の、代表的な担い手の一人として認知されていた亀井師範にとつて、これらの議論の行方は、ひとことではなかつたはずである。

「第四回技術学会」における身体均整法の発表は、まさしくこのような激しい議論の渦中におこなわれたのである。

亀井師範の双肩には、過去の「療術科学化の運動」の限界をどのように総括するのかという課題が課せられていたといえよう。

三 按摩講習開催問題

これまで法制化運動が大きな高まりを持つて推進されてきた背景には、国の療術禁止政策に対する強い危機意識が働いていた。その根本にあるのは、いうまでもなく「組合員の業権確保・生活不安の解消」という問題である。

しかし、いったん改正警視庁令一六一号が成立しまうと、「法制化運動を推進すること」が、かならずしも「組合員の業権確保・生活不安の解消」に結び付かないという難しい状況が訪れた。もっとも大きな問題は、「按摩講習」の開催をめぐる問題である。

『全療新聞』一一三号（一九五五・一一・一一）は、「改正法による講習会について」として、

療術業新法規

附 録

療術とは何ぞや

全國療術師大會と激勵演説
醫業類似行爲營業法案審議
厚生委員會審議抄

全國療術協同組合

1947年、全療協が発行した『療術業新法規』

法律217号（あん摩・はり・きゅう・柔道整復等營業法）の内容紹介に続き、「権利の闘争は団体の数に比例す」「力と熱の運動こそ勝利への道」「社会問題としての悪法を排す」などの主張が並ぶ。療術法制化運動はここからはじまった。

「按摩」講習についての「厚生大臣の指定条件」を掲載している。

一、講習時間一〇八時間 一日三時間以上七時間位までとし二〇日以上、六か月以内に終了すること。

二、講習科目

医事法規、按摩理論、按摩実技、ほかに基礎医学はなるべく講習科目に入れることが望ましい。

三、講師

按摩理論・および実技は按摩師の免許証を有するものであること。他は適任と認められるもの。

四、出欠

出欠は厳重に記録すること。終講には試験をすること。

五、試験

終講には終業証書を授与すること。

六、終講

原則として都道府県。但し他のものも前記の条件に合致したものは認められる。

七、主催者

講習会用テキストブックは目下厚生省にて編集中。

八、講習用教科書

厚生省にとって、民間療法の位置付けをめぐる問題は、戦後医療改革のなかのあくまで枝葉の問題であった。

「療術師」は、そもそも警視庁令に規定された職業であり、戦後、医療行政を一元的に所管することとなった厚生省が、廃止される内務省から引き継いだ問題であった。

改正警視庁令一六一号の成立は、国にとって、民間療法の業者の身分に対する最終的な法的決着であつたのである。

療術全面禁止のための啓蒙活動と「按摩」への転職促進が、失速する全療協の運動を尻目に、全国規模で展開されていった。

具体的には、法律二一七号に基づいて事業継続の届け出をしている既存の「療術師」に対し、事業継続の期限を示し、転業を拒むならば取り締まりの対象となることや按摩業への転業奨励の旨が、全国の保健所の職員を通じて伝えられていった。

そして「按摩」転業のための経過措置として、ここに掲げた要領にそつて、厚生省主催の「按摩講習会」が、全国から実施団体を公募して開催されることになったのである。

全療協にとつて、療術法制化を唯一絶対の目標とするかぎり、厚生大臣主催の「按摩講習会」は当然拒否すべきものである。

しかし、そのことは間近に迫つた療術全面禁止を前に、「組合員の業権確保・生活不安の解消」に背を向けることにもなりかねない。

『全療新聞』一一八号の覆面居士「療術運動の二面」は、按摩講習をめぐる地方の動揺を、次のように報告している。

然るに大勢は受講受験する大勢に動いている。その動きは過去の全療協の法制運動に疲れたこと、出血に対して期待する線の出なかったこと、脱落、脱退、分裂によつて弱体化していること、営業に望みなき別科生と此の先何年も生きられぬ老衰業者を抱えて其の去就に悩む地方組織は、三年後の最後の受講受験まで現状維持の困難なことなどから、少しも早く受講受験を実現して、何とか恰好をつけねばならぬ所屬業者への親心からも、一面また財政的困窮の打開をはかりたいと云う兆候が台頭していることは否めない。即ち生活の現実性が、執行部の法制化運動の熱意よりも、地方業者の現実的更生面に動きが強くなりつつある。

地方の現状を伝えた上で、記事は「老衰業者、種々の事情による再提出洩れの者にして不安な生活をしているものを優先的受講受験を考慮してやることは絶対に必要である。」としている。

地方組織の代表や業種業態団体のリーダーの立場もきわめて微妙であつた。そのことをおなじ『全療新聞』一一八号の記事は次のように伝えている。

既得権存続の法制運動よりも、県衛生部と疎通をはかり、未加入者の受講受験が先になり、全療協がその後を追う様なことになつたら全くの失敗になるならば地方幹部は業者に顔向

けならぬ結果となる。

組合未加入者が講習を主催することになったら「全療協業者の今日までの出血犠牲を蹂躪するも同様である」——と無責任と無能と酷評され、指導権を剥奪されることになる。

また『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）に掲載された活人剱生「既得権の堅壘」は次のような事実を伝えている。

療術師を按摩師に転業させるために凡ゆる懷柔と恐喝が行われている。按摩の講習を今受ければある種の不正行為を認めるとか、後では講習を行わぬとか、試験が六つかしくなるとか誠にタワイないことである。

このようにして、全療協自身、「按摩講習」を主催するか否かという難しい問題に直面することになった。

『全療新聞』一一九号（一九五六・五・一）の覆面居士「全療協の試金石」は次のような苦しい表現を用いながら、按摩講習と全療協の関係をまとめている。

外部の第三者の講習を主催せんとして厚生省に申請書を提出しているものは二十二件と伝えられている。全療協の態度決定までは、厚生省は如何なる団体にも講習の許可を出さぬと言明しているのであるから目下保留中である。…全療協の業者は八年間多大の出血犠牲をしながら今日療術を継続している真摯な業者と見做すことができる。勿論、(療術の事業継続の) 届出の証明書持参者は(たとえ全療協未加入であつても) 法的には(按摩講習の受講受験が) 認められるが、全療協が法制対策をしたればこそ、この(療術業者の按摩講習) 受講(つまり按摩試験の免除) も可能となつたのである。「カツコ内筆者補」

厚生省は、未加入業者の存在をちらつかせながら、全療協に按摩講習主催の態度決定を迫っている。

改正警視庁令一六一号成立後、療術一元化・療術法制化の運動方針を再確認し、運動から離脱した一部の指圧関係団体を批判してきた全療協幹部にとつて、みずから按摩講習主催の受け入れを表明することは、まさに断腸の苦しみであつたろう。

一九五六年五月二〇日、このような状況をうけて衆議院第一議院会館第一会議室で開催された全療協第一七回定時総会で、ついに現実的な方向転換がはかれることとなつた。

『全療新聞』一二二号(一九五六・八・一一)のコラム「療術春秋」は、その様子を次のように伝えている。

療術も二面工作で二つ一つにならねば、第二の分裂か分散か——と案ぜられた五月の総会は全療協の試金石であった。まことに複雑錯綜のなかに「受講」も「拒否」も得たりとした。地方の情況と時期に幅をもたせ既得権獲得（旧来通りの業務継続を求める）運動を第一義とすることを可決した。その盟約後一ヶ月。實際問題として地方では厚生省指定の講習が計画され、すでに香川は開始している。新潟も始まる。広島も受講を決定、山形は予算関係で来年受講することを発表しているが、いづれも全国的に見て模範とされる組合である。これらの模範組合に対して誹謗するが如き論説を弄するものは、全療協にはありえないと信じていたのである。

四 法制化運動存続に向けて

着目すべきは、香川と広島の名前が挙げられていることである。

当時の香川県療術師会の会長は全療協副組合長久染直一氏であり、広島県療術師会の会長は広中喜一郎氏であった。

第二章第二節で紹介したとおり、この二人は亀井師範とともに『日本療術学』の作成委員に名を連ねている。とくに広島は、複数の作成委員を擁し、中・四国療術学会においても愛媛県と緊

密に連絡を取り合っていた。

香川・広島の二県は、全国のなかでもかなり療術法制化の運動に積極的な県だったのである。

『全療新聞』一一四号（一九五五・一二・一一）によると、この半年前、一九五五年一月六日大分県別府温泉で開催された中・四国・九州ブロック大会において、久染・広中の両氏は、九州代表の戸次氏とともに次のような声明文を採択している。

茲に於いて我々は国民の指示する療術の存続と国民の健康と生命を保持するため断固として闘う。…すべての悪条件を排除し、第二十二特別国会の附帯決議に基づき次期国会において業権の獲得に一路邁進するものである。

さらに、この大会で「全会一致可決した」議決案件のなかには、次のようなことが含まれていた。

- ・ 日本指圧師会に利用されぬよう組合の結束を固め会員を参加せしめぬこと。
- ・ 按摩試験については、附帯決議推進のため昭和三一（一九五六）年六月以前は受験しないこと。
- ・ あん摩受験を条件とする講習については、これを受けないこと。

つまり、この時点では、全療協執行部の法制化運動促進の決定を受けて、久染・広中の両氏とも、按摩講習の受講受験については否定的な見方を示していたのである。

しかしながら現実には、わずか半年後に按摩講習の開催に踏み切らざるを得なかった訳である。各県の療術師会が、いかに厳しい状況のなかで、苦渋の選択を強いられたかが察せられる。

広島県療術師会には、同じく『日本療術学』の作成委員であり、亀井師範に療術法制化運動への協力を懇請した高松梅次郎氏もいた。

按摩講習の開催・受講に関する切迫した状況は、亀井師範にとつても水際まで差し迫った問題であったといえよう。

『全療新聞』一〇二号（一九五六・六・一一）の堤信三「全療協第十七回定時総会 難関突破の見通しつく（一）」によれば、一九五六年五月二〇日の定時総会において、「既得権獲得の法制運動は如何なる障碍も苦難も排して、全業者益々団結を堅くして継続する」ことが宣言された一方で、按摩講習対策は、「地方の情勢により中央との連絡により実施すること」として、柔軟な現実路線への転換がはかられた。その時、黒田組合長は次のように述べたという。

既得権業者に次いで引揚者及び遺家族業者、長年の従業者など（法律二一七号に基づく届出を受理されなかったもの）の復権を認めて貰うように厚生省、地方庁への対策を実現し、

療術の既得権は勿論その存続についても合理的に現状を打開すべきである。

全療協が、組合員の業権確保・生活不安解消のために前向きな現実路線をとったことは、いま考えてみるとたいへん大きな転換点だったと思われる。

全療協主催の按摩講習の開催は、さまざまな立場に置かれた組合員の将来の生活に対する不安を解消し、そのことが結果として、法制化運動にとっても足腰を強化する作用をもたらしたからである。

つまり、なぜ療術は禁止されねばならないのかという問題を、組合員の生活不安と切り離して、くつきりと浮かび上がらせることになったのである。

五 手技療術と按摩の違い

とはいえ、三年後の療術全面禁止が、衆参両院の議決をへて国の政策として決定されたものであった以上、在野の療術師の運動が活路を見いだすのは、容易なことではなかった。

ここに大きな疑問が残る。ではなぜ身体均整法は、このような状況下で本格的な活動を開始したのだろうか？ 療術法制化運動が展望を描けないなか、三年後の療術全面禁止というリスクを押しつめて、あえて立ち上がらねばならない必然性とはいったいなんだったのか？

じつはこの当時、全療協の療術法制化運動は、背後の療術界から異なる種類の問題を突き付けられていた。

前節で紹介した一九五五年一月六日の中・四国・九州ブロック大会の議決案件のなかの第一項に、「日本指圧師会に利用されぬよう組合の結束を固め会員を参加せしめぬこと」とある。このことは、何を意味するのか、すこし追跡してみよう。

『全療新聞』一一五号（一九五六・一・一一）に掲載された全療協組合長守屋栄夫氏の「総力の結集により最後の目標達成へ」は次のように述べている。

諸君にとつては、いうまでもなく附帯決議の趣旨を実現すると同時に、不法にもアンマ属に投入された指圧の独立を確保することが、今後に残された課題である。：（しかし）遂に日本指圧師会が結成され、全国各地に会員の奪い合いが展開されつつあることは、最後の決戦を前に控えて全軍の統制が乱れたようなもので、何としても遺憾に堪えないところである。

（一）には、「附帯決議の趣旨を実現する」とする全療協の活動の過程で、「会員の奪い合い」や「全軍の統制が乱れた」などの問題が発生していることが指摘されている。

同じ『全療新聞』一一五号「日本指圧師会の生懸」では全療協書記長松枝良作氏が、改正警視庁令一六一号審議過程で、日本指圧師会の松原秀雄氏が衆院社労委員会の参考人としておこなった次のような発言を紹介している。

私共の業務を、指圧という名称で、あんまカッコの中に入れる。そうして今年三年の間に所定の試験を受けるようにという法案をいただきまして私どもとしては、もちろん何の異存もないのですが、諸先生方の御助力によりまして、われわれは過去八年間ほんとうに苦心してきましたのであります。どうかこの衷情をお察し下さいまして、この政府案の通り、われわれの身分をお定め願いたいのであります。

全療協は全療術業者を手技・光線・温熱・電気・刺激の五分野に整理し、一括法制化を目指すいわゆる療術法制化運動を展開してきた。

松原氏はそのなかのひとつ、「手技療術」についても次のような発言をおこなったという。

われわれの業者の間で、結局統一的な名前を作るという意味で手技療術という名前を選定いたしました。しかし最近におきまして、あんまの方の団体の方々から、この手技療術というような言葉は、将来われわれの努力によって、一段と進歩したいいわゆる医療補助機関

というようなものを作るときに、どうしても使用したい名称である。だから手技とか広い範囲の言葉はやめて手でやる方の最も代表的な数の多い関係からと、指圧療法というの数が多いのであるからという結局あん摩業者の御意見に従うことにしたのであります。

これらの発言に対し松枝氏は、「彼松原氏は厚生省様々で、全く徳川時代の下司根性である。」
「勿論彼は平常から、なんでもよいから、指圧の延命を政府に歎願していたのであるから不思議はないが……」と厳しい非難を浴びせている。

『全療新聞』一一八号（一九五六・四・一一）に掲載された覆面居士「療術運動の二面」は警視庁令一六一号成立のいきさつとからめて、一部の指圧関係団体の行動を次のように伝えている。

「療術運動を指圧運動とせよ」と主張した人々によって療術の一元化はいくつかの術式方法論と化して、分派行動となった。手技療術界に最も多数である指圧が量の上から業態の不統一から、按摩と見做された。

このように、療術法制化の運動は、警視庁令一六一号成立の過程で指圧の資格化を歓迎する一部の指圧関係団体の行動によって、運動の方向性をめぐる分裂状態にあった。

松枝良作氏は、とくに松原氏の「手技療術」をめぐる発言に対し、全療協の立場に立って強く

反論している。

手技療術は、歴史的には警視庁令、法律二二七号一九条に取り上げられた手、指による術技で即ち指圧、整体、カイロプラクティク、オステオパシー、スポンジロセラピー、体質匡正等の術技が、理論的に体系づけられ技術的に融合統一された術技である

さらに「厚生省から手技療術の実態調査の委嘱を受けた」医博藤井尚久氏の『手技療術の基本理論と調査権研究の印象』（全療協発行）P・一四を引いて、

用手術を行う者は、在来の指圧、整体等の分派割拠を排し、大同集結して手技療術師として新たに発足するに至ったのである。ここに改めて古今東西に亘って、各民族の手技療術を吟味検討し、その粹を集め、十分なる科学性を持たせて、用手療法の面目を一新し、日本手技療術の名称を新たににした。

と、「手技療術」成立のいきさつを具体的に紹介したうえで、

（全療協の主張する）指圧はあん摩が主張する押圧のみではなく、指圧、カイロ、オステ

オパシー、整体等の療法を、手技療術として一元化して歩みつつあるのであるから、全療協に所屬しておる指圧業者は届出名称は、指圧であるが、その施術の実態は手技療術である。故に全療協の手技療術は決してあん摩ではないことを療術の一環として、これが法制化に努力を傾倒するものである。

としている。

改正警視庁一六一号成立に対する両者の対立は、学技上、手技療術に対する解釈の違いとして顕在化していた。

ここに、全療協の主張する「手技療術」と、日本指圧師会の主張する「指圧」とがどのように異なるのか、学技としての「手技療術」の自律性を明確に示す必要が発生したのである。

しかし、問題はむしろ全療協内部にあった。たとえば先に紹介した野口晴哉氏の発言を思い起こして頂きたい。

野口氏は、「療術は人による特殊な技術であることを強調し、（一九三〇年の）警視庁令の定義は療術の素人、療術の一種一業の療法（術式）より知らぬものが作ったものである」としている。この発言は、「手技療術」を統一的な学技として主張する全療協の立場を真正面から否定し、療術とはあくまで「一種一業の療法」であるとするものである。

『全療新聞』一一五号（一九五六・一・一一）の活人劍生「分派行動はつつしめ」は、次のよ

うに全療協内部の動きを伝えている。

療術は種類が多いから立法が困難であると思っている人がある。中には自分のやっている業種だけなら容易に立法ができると勝手にきめている人もある。療術は元来四百種類もあると言われたものであるが、一流一派を数えると恐らく数千種類にも達するのである。従って一種類毎に法律を作ることとは頗る困難なのは当然である。∴然るに効をあげる余り各業種毎に立法せんとするが如きことは好んで弱点を暴露するものであつて、成功の可能性は絶対にないことを断言してはばからないのである。

このように一九五六年当時、全療協内部にさまざまな分派活動が存在していた。これは、統一的な学技として「手技療術」を主張しようとする執行部の見通しが、けつして容易なものではないことを示していた。

ちょうど同じ頃、『全療新聞』一二〇号（一九五六・六・一一）は、亀井師範をはじめとして愛媛県の日浅兼吉氏、篠崎朝吉氏、久松輝雄氏、また広島県の広中喜一郎氏、高松梅次郎氏ら『日本療術学』の作成委員にあたった人々が、「療術界功労者」として表彰されたことを伝えている。

このことは、亀井師範をはじめとする愛媛県療術師会のメンバーが、療術法制化運動の中核に位置していたことを物語っている。

紹介してきたように、立場を異にする日本指圧師会から激しい切りくずしの攻勢にさらされ、組合長守屋栄夫氏をして「会員の奪い合い」といわねばならない状況に陥っていた療術法制化運動にとって、「指圧、整体、カイロプラクティク、オステオパシー、スポンジロセラピー、体質匡正等の術技が、理論的に体系づけられ技術的に融合統一された術技」である「手技療術」の体系的学技を示すことは、この当時最大の課題だった。

身体均整法が本格的な活動を開始した一九五六年のその時、亀井師範をはじめとする愛媛県療術師会のメンバーの眼前に、このような課題が存在していたことは決して偶然ではあるまい。

亀井師範の療術論は、そもそも全療協内の業種業態の壁を突き抜けようとするものだったからである。

「第四回中・四国療術学会」における愛媛県療術師会の「実技公開発表会」の技術構成、そしてまた身体均整法の技術構成は、まさしくこの手技療術の定義とピッタリと一致しているのである。

身体均整法は、療術法制化運動の分派分裂の危機を前に、前途に展望を失いかけていた巷の療術師に対し、「手技療術」の体系的性を明らかにし、確固とした運動の方向性を示そうとする企てでもあったのである。